

エイワ税理士法人 事務所ニュース

エイワ税理士法人

小諸事務所 長野県小諸市荒町 1-5-7
TEL : 0267-23-1881
FAX : 0267-23-4466
ホームページ <http://www.eiwa-tax.com/>

株式会社英和コンサルティング

小諸本店 長野県小諸市荒町 1-5-7
TEL : 0267-46-8750
FAX : 0267-23-4466
長野事務所 長野市大字南長野西後町 1555
クレスビル 302
TEL : 026-219-3840
FAX : 026-219-3841



小諸城址 懐古園「紅葉まつり」
(写真提供：信州小諸・観光フォトコンテスト入賞作品 撮影者小俣哲夫-優秀賞「紅葉談義」)

10月
No.227

- I. 特例事業承継税制の恒久化・延長なるか? P 1
- II. 令和 7 年分年末調整について～改正点と実務対応～ P 3
- III. 2026 年 1 月から「下請法」は「取適法」へ! P 6
- IV. 企業価値担保権とは P 8
- V. 私の履歴書 31 ～関与先の大型倒産に関わって～ P 10
- 主要補助金一覧 P 12
- 事務所カレンダー・編集後記 P 13



I. 特例事業承継税制の恒久化・延長なるか？ 副所長 佐藤 英介

年末の足音が聞こえて来る様になり、各所から税制改正に関する提言が発表され始めています。中小企業に関連する提言も多く、その中で、「設備投資促進」「賃上げ促進」と並んで多く挙げられているのが「**特例事業承継税制の延長・拡充**」です。

特に商工会議所は、特例事業承継税制（以下「特例承継」）の特例部分を恒久化することを求めており、「総株式の 2/3 までを全株式に、**納税猶予割合を 80%から 100%に引き上げる**」ことなどを提言しています。

仮に、すぐに実現できない場合には、現行制度で 2026 年 3 月末としている**提出期限を 2027 年 12 月末まで延長すべき**と要求しています。この要求の背景にあるのは未だに多くの中小企業の事業承継が進んでいない現状です。

進まない事業承継と特例承継利用の広がり

2024 年時点で、黒字での倒産・廃業は 51%に達しており、そのうち**約 3 割が後継者不在**によるものです。経営者の年齢分布を見ても事業承継の必要となる 60 代～70 代の経営者が全体の約 57%を占めており、**事業承継が本格化するの「これから」**です。（諸外国にくらべて、日本は特に 60 代以上の経営者の割合が高い）

特例措置が施行された 2018 年以降、年間平均約 3,000 件の特例計画が提出されており、特に一昨年の 2023 年には 5,000 件以上が提出されるなど、コロナ下で一時的に減少したものの、全体としては増加傾向にあります。

特例承継利用の需要があるのは一般的に株価が 1 億円以上の中小企業といわれています。そのうち、**親族内承継を希望しつつも、いまだ承継を実施していない企業が約 12 万社**残っています。これは日本の中小企業約 168 万社のうち**約 7%**が「**潜在的利用層**」となる計算です。（特にこの層は株価の高い優良な中小企業なので、政府も特に円滑な事業承継を実施して欲しいと希望している層です。）仮に年間 10,000 件の利用があったとしても、完了まで約 12 年かかる計算となり、全く間にあっていない状況です。（※各数値は中小企業庁公表資料より）

税負担と資金の流用

株式の承継には多額の資金が必要となりますが、特に株価が高額な場合は承継時に**多額の贈与税・相続税が発生**します。それを回避するために、例えば必要以上の生命保険加入や、その他株価対策のために企業の資金が利用されるケースがあり、本来は成長に向けた事業の設備投資や賃上げに活用すべきであった**資金が流用される事になってしまいます**。

実際に特例承継を実施した企業と実施せずに承継を行った企業とでは、その後の**売上成長率について約 17%の差**があり、特例承継の利用と企業の成長に相関関係が示唆されています。（株価が高く承継出来なかった為、廃業を選ぶ例もあります）

経営の安定という観点からでも株式の集約は望ましく、株式が分散すると経営権も分散し「**株式買収請求リスク**」や「**株式代表訴訟リスク**」が懸念されるほか、「**株主総会開催のコスト**」や「**説明責任に対するコスト**」も発生します。

ただし、特例承継は制度や条件が複雑である事に加え、各所への年次報告等の長期にわたる手続きコスト、納税が免除されるまでの期間の長さ、将来の不確実性等の障害があり、我々専門家も簡単には勧められないのが現状です。昨年度の税制改正大綱では特例事業承継税制の延長は無いと記載されていましたが、経団連や経済産業省からも「令和8年度税制改正の要望」として特例承継の延長が要求されており、その希望の強さが伺えます。

高市早苗氏は政策の一つに「中小企業支援」を掲げており、上記のような背景を踏まえると、特例承継の延長が実現する可能性は十分あると考えられます。ただし、現状での提出期限は2026年3月末です。少しでも特例承継の利用を検討している場合は、実際に利用しなくても構いませるので、まずは「提出」だけでも行っておくことをお勧めします。

最近の税務調査傾向

秋といえば税務調査の時期でもあります。ご存知の方も多いかと思いますが、税務署では一般的に7月が新年度のスタートであり、夏は調査官は引き継ぎや調査対象の選定など準備に追われる時期です。一方で、12月から翌年3月は税務署も確定申告の繁忙期になるため、調査活動が制限されることになります。そのため本格的に税務調査を行えるのは、9月～11月の秋頃が中心となるのです。

最近では、コロナ禍で税務調査が実施されなかった空白期間の影響で、現場の調査ノウハウが十分に承継できていない様子で新人調査官の手際の悪さが目につく印象がありますが、歴戦の調査官の手腕は相変わらずです。

デジタル化が進む調査手法

最近の調査手法は、現物調査やヒアリングも従来通り実施されますが、現物ではなく**電子データによる情報収集・検討が進んでいます**。紙の総勘定元帳や領収書を一枚一枚確認するのではなく、総勘定元帳・取引データ・議事録データの確認収集が実施されます。（実際に調査着手前に膨大な量のデータを要求され引渡しに難儀しました）これは「KSK（国税総合管理システム）」の利用が進んでいるためです。「KSK」とは、全国の国税局と税務署をネットワークで繋ぎ、国民の納税に関する情報を一元管理するシステムです。2026年には「KSKⅡ」が導入され、地方税とも情報が連携される事から、例えば、償却資産税については無申告資産の指摘が増えると予想されます。

調査内容

最近の税務調査で目立つ指摘の一つが、**国内外の関係会社（関係者）との取引**です。コロナ禍前までは比較的緩やかに扱われていましたが、近年はその**取引内容・商流・取引価格決定の経緯**について入念に調査が実施され、一般的に利害関係の無い「第三者間取引」と同程度の利益水準（独立企業間価格）でないと、その差額を「**寄付金**」とみなして課税される傾向があります（※海外子会社との取引は入念に調査されます）。例えば、グループ会社に第三者よりも低い価格で商品を卸していた場合は、その価格に合理的な理由が無い場合、差額について指摘がなされます。サービスや費用負担についても同様で、子会社の費用を親会社が負担した場合に、その負担が合理的でない場合には「寄付」と見なされ、課税されますのでご注意ください。

（副所長：佐藤英介）



Ⅱ. 令和 7 年分年末調整について ～改正点と実務対応～

令和 7 年税制改正により所得税関係で大きな変更がありました。年末調整を控え、改正点と実務上のポイントをまとめて記載します。

1. 改正点のまとめ

(1) 基礎控除の見直し（改正された範囲）

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)				基礎控除額		
				改正後		改正前
				令和7・8年分	令和9年分以後	
132万円以下 (200万3,999円以下)				95万円		48万円
132万円超	336万円以下	(200万3,999円超	475万1,999円以下)	88万円	58万円	
336万円超	489万円以下	(475万1,999円超	665万5,556円以下)	68万円		
489万円超	655万円以下	(665万5,556円超	850万円以下)	63万円		
655万円超	2,350万円以下	(850万円超	2,545万円以下)	58万円		

(2) 給与所得控除の見直し（改正された範囲）

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下		その収入金額×40%－10万円
180万円超 190万円以下		その収入金額×30%＋8万円

(3) 特定親族特別控除の創設：

- ・対象：生計を一にする 19 歳以上 23 歳未満(12 月 31 日時点)の親族で、
所得 58 万円超 123 万円以下（58 万円以下は扶養親族として扶養控除）

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)			特定親族特別控除額
58 万円超 85 万円以下 (123 万円超 150 万円以下)			63 万円
85 万円超 90 万円以下 (150 万円超 155 万円以下)			61 万円
90 万円超 95 万円以下 (155 万円超 160 万円以下)			51 万円
95 万円超 100 万円以下 (160 万円超 165 万円以下)			41 万円
100 万円超 105 万円以下 (165 万円超 170 万円以下)			31 万円
105 万円超 110 万円以下 (170 万円超 175 万円以下)			21 万円
110 万円超 115 万円以下 (175 万円超 180 万円以下)			11 万円
115 万円超 120 万円以下 (180 万円超 185 万円以下)			6 万円
120 万円超 123 万円以下 (185 万円超 188 万円以下)			3 万円

(4) 扶養親族等の所得要件の見直し

扶養親族等の区分	所得要件 (収入が給与だけの場合の収入金額)	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58 万円以下 (123 万円以下)	48 万円以下 (103 万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58 万円超 133 万円以下 (123 万円超 201 万 5,999 円以下)	48 万円超 133 万円以下 (103 万円超 201 万 5,999 円以下)
勤労学生	85 万円以下 (150 万円以下)	75 万円以下 (130 万円以下)

注意点など詳細は、以下の資料をご参照ください。

- ・事務所ニュース 2025 年 6 月号 P. 3～5

https://eiwa-tax.com/cms/wp-content/uploads/2025/06/news_2506.pdf

- ・令和 7 年分年末調整のしかた(国税庁)

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2025/pdf/102.pdf>

2. 実務対応のポイント

- (1) 基・配・特・所の申告書
- ・令和7年分の様式を使用しているか
 - ・収入と所得を混同していないか

④ 基礎控除申告書

- ・合計所得金額を元に、「控除額の計算」表から正しい「区分Ⅰ」「基礎控除の額」を求めているか

⑤ 配偶者控除等申告書

- ・配偶者の合計所得金額を元に、判定表から正しい「区分Ⅱ」を求めているか
- ・本人の区分Ⅰ、配偶者の区分Ⅱを元に、「控除額の計算」表から正しい「配偶者控除」または「配偶者特別控除」の額を求めているか

⑥ 特定親族特別控除申告書

- ・特定親族（＝生計を一にする19歳以上23歳未満(12月31日時点)の親族）について、氏名・個人番号・生年月日・合計所得金額などが記載されているか
- ・合計所得金額を元に、「控除額の計算」表から正しい「特定親族特別控除」の額を求めているか

⑦ 所得金額調整控除申告書（年末調整対象の給与収入が850万円超の場合のみ記入）

- ・該当する要件、対象の扶養親族等が記入されているか

令和7年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書

市町村税務課長 給与の支払者の氏名(フリガナ) あなたの氏名 配偶者の氏名(フリガナ) あなたの住所又は居所

● 給与所得者の基礎控除申告書 ●

① あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	円	円
(2) 給与所得以外の所得の合計額	円	円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額(1)と(2)の合計額		円

② 控除額の計算

区分	控除額
区分Ⅰ	円
基礎控除の額	円

● 給与所得者の配偶者控除等申告書 ●

③ 配偶者の氏名等

配偶者の氏名(フリガナ) 配偶者の個人番号 配偶者の生年月日

④ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	円	円
(2) 給与所得以外の所得の合計額	円	円
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(1)と(2)の合計額		円

⑤ 控除額の計算

区分Ⅱ	控除額
区分Ⅱ	円
配偶者控除の額	円
配偶者特別控除の額	円

● 給与所得者の特定親族特別控除申告書 ●

⑥ 特定親族の氏名等

特定親族の氏名(フリガナ) 特定親族の個人番号 特定親族の生年月日

⑦ 控除額の計算

特定親族の氏名等	控除額
特定親族の氏名等	円
特定親族特別控除の額	円

● 所得金額調整控除申告書 ●

⑧ あなたの本年中の所得調整の対象となる給与収入金額の850万円以下の場合、記載する必要はありません。

⑨ 所得調整控除の額

所得調整控除の額	所得調整控除の額
所得調整控除の額	円
所得調整控除の額	円

(2) 扶養控除申告書

- ・扶養親族の増減、障害者・ひとり親の該非など、異動が正しく記載されているか
- ・令和7年分の扶養控除等申告書について、様式の変更はありません。

(3) 源泉徴収票

特定親族特別控除の適用がある場合、以下の記載の追加が必要

- ・「特親」欄に、特定親族の人数
- ・「特別親族特別控除の額」欄に、控除額
- ・「摘要」欄に、対象親族の各人別の氏名・控除額・合計所得金額
- ・氏名の横の「区分」欄に、控除額・居住者/非居住者に応じた区分の値

令和 年分 給与所得の源泉徴収票									
支払を受ける者		住所又は居所		(受給者番号) (個人番号) 					
(役職名)				氏名(カナ)					
				市					
職別		支払金額		給与所得控除後の金額		所得控除の額の合計額		源泉徴収後の金額	
		内 年 月 日		内 年 月 日		内 年 月 日		内 年 月 日	
(源泉)所得対象給与等の支払額		配偶者(特別)控除の額		除税対象所得控除等の額 (配偶者を除く。)				所得控除の額 (本人を除く。)	
本人		特定		老人		その他		特別	
年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
特定親族特別控除の額		社会保険料等の負担額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額	
年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
(備考)									

控除対象扶養親族等	1	(フリガナ) 氏名	区分
	2	(フリガナ) 氏名	区分
	3	(フリガナ) 氏名	区分
	4	(フリガナ) 氏名	区分

特定親族特別控除の額	区分 (特定親族が居住者)	区分 (特定親族が非居住者)	合計所得金額	
63万円	10	11	58万円超 85万円以下	
61万円	20	21	85万円超 90万円以下	
51万円	30	31	90万円超 95万円以下	
41万円	40	41	95万円超 100万円以下	
31万円	50	51	100万円超 105万円以下	
21万円	60	61	105万円超 110万円以下	
11万円	70	71	110万円超 115万円以下	
6万円	80	81	115万円超 120万円以下	
3万円	90	91	120万円超 123万円以下	

(4) 源泉徴収簿

特定親族特別控除の適用がある場合、

- ・「②⑩所得控除額の合計額」に加算しているか
- ・控除額を欄外や別紙などに記載しているか

		区 分	金 額	税 額
年	給 料 ・ 手 当 等	①	4,380,000	③ 62,390
	賞 与 等	②	1,490,000	⑥ 78,146
	計	⑦	5,870,000	⑤ 140,536
	給与所得控除後の給与等の金額	⑧	4,254,400	
	所得金額調整控除の適用額 ⑨	⑩ (1) 未満額上げ、事業(所得) 0	0	
	給与所得控除後の給与等の金額 (調整控除後の額) ⑪	⑫ (2) 適用額の適用後に記載	4,254,400	
	社会保険等からの控除額 (③ + ⑤)	⑬	838,110	
	配偶者の合計所得金額	⑭		(〇 円) 〇
	申告による社会保険料等の控除分	⑮	0	
	控除額	⑯	0	
末	申告による小規模企業共済等年金の控除分	⑰	0	
	生命保険料の控除額	⑱	0	
	地震保険料の控除額	⑲	0	
	配偶者 (特別) 控除額	⑳	380,000	
	扶養控除及び障害者等の控除額の合計額	㉑	380,000	
	基礎控除額	㉒	680,000	
	所得控除額の合計額	㉓	2,276,110	
	控除後の所得金額 (㉑ - ㉒) 及び算出所得税額	㉔ (1) 所得控除額	1,978,000	⑤ 100,300
	(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額	㉕	0	
	年調所得税額 (㉔ - ㉕、マイナスの場合は 0)	㉖	1,978,000	⑤ 100,300
整	年 調 年 税 額 (㉖ × 1 0 2 . 1 %)	㉗ (1) 所得控除額		⑤ 102,400
	差引超過額又は不足額 (㉗ - ㉔)	㉘		⑤ 38,136
	超過額	㉙		
	本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	㉚		
	未払給与に係る未収税の税額に充当する金額	㉛		
	差引還付する金額 (㉙ - ㉚ - ㉛)	㉜		⑤ 38,136
	の精算	㉝		
	同上の 本年 中 に 還 付 する 金 額	㉞		⑤ 38,136
	うち 翌 年 中 に お い て 還 付 する 金 額	㉟		
	不足額	㊱		
の精算	㊲			

※1 特定増改築特別控除額 (㉕ - 2) (XXXXXX 円)

＜参考資料＞

- ・ ビジネスガイド 9 月号(日本法令)
- ・ 国税庁 Web ページ

各種申告書・記載例

給与所得の源泉徴収票

令和7年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引

(担当：監査部第1課)



Ⅲ. 2026年1月から「下請法」は「取適法」へ！

下請法の改正法が2026年1月1日に施行され、規制内容の追加や規制対象の拡大がなされるとともに、法律名も変更されます（新通称：「取適法（とりてきほう）」）。

1. 改正内容

（1）法律の名称・用語の変更

改正前	改正後
下請代金支払遅延等防止法	製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等防止に関する法律
下請代金	製造委託等代金
親事業者	委託事業者
下請事業者	中小受託事業者

（2）適用対象の拡大

①適用基準に「従業員基準」を追加

従来の資本金基準に加え、従業員基準（300人・100人）が追加され、規制及び保護の対象が拡充されます。

②対象取引に「特定運送委託」を追加

適用対象となる取引に、製造等の目的物の引渡しに必要な運送の委託が追加されます。

（3）禁止行為の追加

①「協議に応じない一方的な代金決定」を禁止

代金に関する協議に応じないことや、必要な説明を行わないことなど、一方的な代金決定が禁止されます。

②「手形払」等を禁止

手形払が禁止されるとともに、その他の支払手段（電子記録債権等）についても、支払期日までに代金相当額満額を得ることが困難なものが禁止されます。

（4）面的執行の強化

事業所管省庁に指導・助言権限を付与

事業所管省庁において、指導及び助言ができるようになるほか、報復措置の禁止に係る情報提供先にも事業所管省庁が追加されます。

（5）その他

① 製造委託の対象物品に金型以外の型等が追加されます。

② 書面交付義務について、中小受託事業者の承諾の有無にかかわらず、電子メール等の電磁的方法による方法とすることが可能になります。

2. 取適法の概要

1. 適用対象取引

下記の取引内容ごと、資本金基準又は従業員基準によって判断され、いずれかの基準に該当すれば取適法の適用対象となります。

(1) 「製造委託」「修理委託」「特定運送委託」「情報成果物作成委託」

「役務提供委託」(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管、情報処理に限る)

委託事業者	中小受託事業者
資本金 3 億円超	資本金 3 億円以下
資本金 1 千万円超 3 億円以下	資本金 1 千万円以下
従業員 300 人超	従業員 300 人以下

(2) 「情報成果物作成委託」「役務提供委託」(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管、情報処理を除く)

委託事業者	中小受託事業者
資本金 5 千万円超	資本金 5 千万円以下
資本金 1 千万円超 5 千万円以下	資本金 1 千万円以下
従業員 100 人超	従業員 100 人以下

3. 義務・禁止事項

委託事業者には、下記 4 つの義務事項と 11 の禁止項目が課されています。

義務項目	具体的な内容
① 発注内容等を明示する義務	発注に当たって、発注内容(給付の内容、代金の額、支払期日、支払方法)等を書面又は電子メールなどの電磁的方法により明示すること
② 書類等を作成・保存する義務	取引が完了した場合、給付内容、代金の額など、取引に関する記録を書類又は電磁的記録として作成し、2 年間保存すること
③ 支払期日を定める義務	検査をするかどうかを問わず、発注した物品等を受領した日から起算して 60 日以内のできる限り短い期間内で支払期日を定めること
④ 遅延利息を支払う義務	支払遅延や減額等を行った場合、遅延した日数や減じた額に応じ、遅延利息(年率 14.6%)を支払うこと

禁止項目	具体的な内容
① 受領拒否	中小受託事業者に責任がないのに、発注した物品等の受領を拒否すること
② 支払遅延	支払期日までに代金を支払わないこと(支払手段として手形払等を用いること)
③ 減額	中小受託事業者に責任がないのに、発注時に決定した代金を発注後に減額すること
④ 返品	中小受託事業者に責任がないのに、発注した物品等を受領後に返品すること
⑤ 買いたたき	発注する物品・役務等に通常支払われる対価に比べ著しく低い代金を不当に定めること
⑥ 購入・利用強制	正当な理由がないのに、指定する物品や役務を強制して購入、利用させること
⑦ 報復措置	公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁に違反行為を知らせたことを理由に、中小受託事業者に対して取引数量の削減・取引停止など不利益な取り扱いをすること
⑧ 有償支給原材料等の対価の早期決済	有償支給する原材料等で中小委託事業者が物品の製造等を行っている場合に、代金の支払日より早く原材料等の対価を支払わせること
⑨ 不当な経済上の利益の提供要請	自己のために、中小受託事業者に金銭や役務等を不当に提供させること
⑩ 不当な給付内容の変更、やり直し	中小受託事業者に責任がないのに、発注の取消しや発注内容の変更を行ったり、無償でやり直しや追加作業をさせること
⑪ 協議に応じない一方的な代金決定	中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定すること

取適法は一見すると大企業向けの制度のように見えますが、中小企業間の取引でも適用されるケースが少なくありません。知らずに違反してしまうと、行政指導の対象となることもあるため、契約書の内容や取引の実態を定期的に確認することが重要です。

参考資料：公正取引委員会 取適法リーフレット No. 01

(担当：監査部第 2 課)

IV. 企業価値担保権とは

「企業価値担保権」とは、令和6年6月に成立した「事業性融資の推進等に関する法律」にて新たに創設された制度です。既存の不動産担保や経営者保証に対して過度に依存しない、企業の事業性に着目した融資を後押しすることを目的としている制度となります。

この制度は令和8年5月25日に施行となりますので、現時点で公表されている資料に基づいて解説させていただきます。

資料は以下のリンク先、金融庁のHPに記載されておりますのでご参照ください。

金融庁HP (<https://www.fsa.go.jp/policy/kigyouchi-tanpo/index.html>)

資料では①事業性融資の推進等に関する法律の概要、②企業価値担保権の活用による事業性融資の推進、③企業価値担保権の設定及び効力等について、④信託契約による企業価値担保権の設定、⑤企業価値担保権の実行手続き、⑥事業性融資を推進する支援体制の6セクションに分けて解説されていますが、今回は①、②について解説いたします。

1. 事業性融資の推進等に関する法律とは

事業者が、不動産担保や経営者保証等によらず、事業の実態や将来性に着目した融資を受けやすくなるよう、事業性融資の推進に関して、「基本理念」、「国の責務」、「事業性融資推進本部」、「企業価値担保権」、「認定事業性融資推進機関」等について定められており内容には以下の通りです。

基本理念・ 国の責務	・ 事業性融資の推進に関する基本理念 ・ 事業者と金融機関等の緊密な連携の下、事業の継続及び発展に必要な資金調達等の円滑化するため。 ・ 国はその基本理念にのっとり、事業性融資の推進に関する施策を策定・実施する責務を有する。
企業価値 担保権	・ 有形資産の乏しいスタートアップや、経営者保証により事業承継や思い切った事業展開を躊躇している事業者等の資金調達を円滑化するため、無形資産を含む事業全体を担保とする制度（企業価値担保権）を創設する。 ・ 企業価値担保権を活用する場合、債務者の粉飾等の例外を除き、経営者保証の利用を制限する。 ・ 企業価値担保権の設定に伴う権利義務に関する適切な活用を確保するため、新たに創設する信託業の免許を受けた者を担保権者とする。 ・ 担保権実行時には企業価値を損なうことがないように、事業継続に不可欠な費用（商取引債権・労働債権等）について優先的に弁済し、事業譲渡の対価を通常の返済に充てる。

事業性融資 推進本部の 設置	・事業性融資の推進に総合的かつ集中的に取り組むため、金融庁に事業性融資推進本部(本部長：金融担当大臣)を設置する。 ・本部の構成員は、金融担当大臣、経済産業大臣、財務大臣、農林水産大臣及び法務大臣等とする。
認定事業性 融資推進機 関	・企業価値担保権の活用等を支援するため、事業性融資について高度な専門的知見を有し、事業者や金融機関等に対して助言・指導を行う機関の認定制度を導入する。

2. 企業価値担保権の活用による事業性融資の推進

貸し手、借り手の双方が事業の将来を見据えて注力することにより、借り手の事業の成長の促進と業績悪化に対してのリスク回避が図られるとともに、融資の確実な弁済に繋がることが期待される。

企業価値担保権を活用する場合	現状の担保権を活用する場合
・ノウハウや顧客基盤等の無形資産も担保価値として評価されて融資が判断される。(事業性融資の推進につながる。)	・有形資産のみを担保として判断されるため、有形資産の乏しい事業者やスタートアップ等については十分な融資を受けることが難しくなる可能性がある。
・事業に対する貸し手の関心が高まることで、タイムリーな経営改善支援が期待される。(融資実務の改善)	・事業に対する貸し手の関心が限定的で経営改善による支援が遅れる可能性がある。

現状は、中小企業が金融機関から融資を受ける際に設定される担保は不動産又は経営者保証が中心であり、スタートアップ企業や、卓越した技術を有する企業において不動産を所有しない企業も増えており、事業拡大するために必要な融資を金融機関から十分に受けられないケースは多少なりとも存在していると考えられます。

企業価値担保権は従来の不動産による保証と経営者保証を補完するような意味合いで活用され、スタートアップ企業等の融資に際してはとても有益なものとなるかもしれません。

しかしながらリスクも存在し、①企業価値担保権の設定した金融機関との一行取引を強いられる可能性、②僅かな債務不履行で企業価値担保権が行使される可能性、の2点が考えられます。①については一行取引となることで有利な条件(利率等)を受けられなくなる可能性がありますので要注意となります。

この他にも想定される懸念事項がありますので公表されている、「企業価値担保権に関するFAQ」や「企業価値担保権の活用に向けた報告書(2024年度)」をご参照いただき、今後企業価値担保権を活用した銀行融資をご検討の際には、慎重に判断されることをお勧めいたします。

参考資料： 全国銀行協会HP (<https://www.zenginkyo.or.jp/news/2025/n032701/>)

(担当：監査部第4課)



V. 私の履歴書 3 1 ～関与先の大型倒産に関わって～

本来であれば、この連載の5年前、7回目あたりで記載するはずだった件について、取り上げてみたいと思います。

この記事執筆するにあたっては、税理士法に基づく秘密保持義務や個人情報保護法に抵触せず、かつ名誉棄損等にもならないよう十分に配慮し、時効の経過や関係者の了解を得たうえで掲載しています。今回の案件は、以前には了解が取れず掲載を断念した経緯がありました。もうすでに40年が経過していますので.....

きっかけ

たしか、私が事務所に入って2年が経過した頃でした。資材を製造する会社を筆頭に、グループで13社ほどを有する関与先の会長が事務所に来所され、「社長がおかしな経理をしている、融通手形をしているようだが調べてほしい」と父である所長に相談されたのが始まりでした。

第1回目の調査

グループ13社はすべて決算月が異なり、当時の事務長が全社の決算を組んでいました。しかし、決算のたびに仮払金や仮受金を別会社へ勘定をつけかえており、事務長は長い紙に13社の関連勘定を記載して管理していました。その内容は複雑怪奇で、本人も処理に大変悩んでいたところでした。

私たちは3人ほどのチームを組み、建材商社の本社へ調査に向かいましたが、事務所としても私としても初めての財務調査の仕事となりました。

(1) 現金と仮払票

試算表には、大きな現金残高が計上されていたため、まず金庫を開けて現金実査から始めました。ところが、現金はほとんどなく、代わりに「仮払票」と称する、飲食や交通費の仮払伝票が2～30センチの束として輪ゴムで括ってあるのが数個ありました。

未精算のため、現金として経理しているとのこと。その後の財務調査でも現金・預金が残高と一致していないケースに何回か出くわしましたが、その最初のケースとなりました。

(2) 融通手形

融通手形とは、資金繰りに困窮した2社が共謀し、それぞれに手形を発行し、それぞれ割引・裏書して資金を融資し合う手形ですが、金融機関のリスク制度が一般化してからはほとんど見ることはなくなりました。手形自体も2027年3月には廃止されます。

通常、商取引がない会社間や、受取手形・支払手形の両建てが発見のきっかけになりますが、この会社は割引の発覚を恐れ、別の支店で割引きしていたため発見が遅れました。

(3) 売掛金

売掛金のコンピュータ管理台帳の得意先コード番号の末尾に999のコードがあり、そのコードには倒産や値引きで回収不能となった取引先が減額せずに記載されていました。

売掛台帳と請求書発行が連動している場合は、正確な処理を行わないと、こうした「ごみ箱コード」を作らないと管理ができなくなるのですが、こうした手口はその後様々な企業調査で目にしました。

(4) 在庫

売掛金と同様、在庫表の最終項にデッドストックがまとめて記載されており、数年間、同じ内容で在庫表に記載されていたため、不良在庫の存在もすぐに確認できました。

(5) 関係会社勘定

わざと決算月をずらし、期末に別会社へ勘定を移して実態を隠す手法も行われていました。この会社はあるゴルフ場の経営を依頼され、債権カットなしに子会社化したため、このゴルフ場にすべての勘定が移動していましたが、このゴルフ場は当事務所の顧問先ではなかったため、全容解明はできなかったのですが、流出した資金の総額を報告しました。

第2回調査

数か月後、資金ショートしそうとの連絡を受け、資金繰りの調査に向かいました。しかし、2階の事務所で作業していたら、下の倉庫から在庫が搬出されていきます。なぜだろうといぶかしがっていると、経理担当者が「銀行が見放した、当社は倒産だ!!」と報告に来ました。調査どころではありません、直ちに作業を止めて撤収しました。

この倒産は、その後10年近く、県で10大倒産事例にのる大型倒産となりました。

なお、ゴルフ場だけは連鎖倒産を免れましたが、今から15年ほど前に民事再生を実施し、債務カットに成功しました。

苦い反省

この出来事は、「年1」と言われる決算と申告のみを依頼されている企業への関与形態の問題点があらわになった事件でした。まず、会社から決算資料として提出される在庫・売掛金・買掛金などをそのまま鵜呑みにして決算を組むことの危うさ。特に取引規模が大きい場合は、システム上、粉飾等を防ぐための社内コンプライアンス体制が確立されているかをチェックすること、そして、回転率などの数値から異常値が無いかを点検することの大切さ。また、子会社の決算月はできるだけ親会社や兄弟会社と統一し、関係会社勘定は必ず照合して整合性を保つこと。これらの教訓を得ました。私が駆け出しの若い頃に、このような経理操作の実態を目の当たりにできたことは、今となっては大きな経験だったと思います。

なお、当時対応してくれた経理担当者は、倒産後に当事務所に入所していただき、定年まで勤めていただきました。

【主要補助金一覧】

新事業進出補助金 第2次募集	
状 況	申請開始 2025 年 11 月 10 日 締切 2025 年 12 月 19 日
参照先	https://shinjigyoushinshutsu.smrj.go.jp/
省力化投資補助金【一般型】第4回	
状 況	申請開始 2025 年 11 月上旬（予定） 締切 2025 年 11 月下旬（予定）
参照先	https://shoryokuka.smrj.go.jp/ippan/
省力化投資補助金【カタログ型】	
状 況	随時申請受付中
参照先	https://shoryokuka.smrj.go.jp/catalog/
ものづくり補助金 22次募集	
状 況	未定
参照先	https://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html
IT 導入補助金 第6次	
状 況	申請受付中 申請締切日 2025 年 10 月 31 日
参照先	https://it-shien.smrj.go.jp/
IT 導入補助金 第7次	
状 況	申請受付中 申請締切日 2025 年 12 月 2 日
参照先	https://it-shien.smrj.go.jp/
小規模事業者持続化補助金	
状 況	申請受付中 申請締切日 2025 年 11 月 28 日
参照先	https://r6.jizokukahojokin.info
事業承継・引継ぎ補助金 13次募集	
状 況	未定
参照先	https://shoukei-mahojokin.go.jp/



事務所カレンダー



11月	5日(水)	会議・研修日
	15日(土)	営業日
12月	2日(火)	会議・研修日
	10日(水)	住民税納期特例納付期限(6月～11月分)
	13日(土)	営業日
	20日(土)	営業日
	27日(土)	(AM) 反省会・(大掃除)
	28日(日)～1月4日(日) 年末年始休業	

※この予定は変更となる場合もございます

◆毎日の朝礼	8:45 ～ 9:00
◆会議・研修日	・会議： 午前9:30 ～ 11:00頃まで ・研修： 午後1:00 ～ 4:30頃まで

※朝礼中、会議中、研修中は原則として電話をお取次ぎ出来ませんが、終了後直ちに
ご連絡させていただきますのでご了承ください。 なお、緊急の場合はお知らせください。

◆◆◆ 編集後記 ◆◆◆

事務所ニュース10月号をお読み頂きましてありがとうございます。今後も皆様のお役に立てるような最新の情報を、お届けして参ります。

10月号の表紙は、「小諸城址懐古園 紅葉まつり」です。10月25日～11月24日までの期間で開催され、日没から21時までライトアップが行われます。

小諸城址懐古園は平成2年に「日本100名城」にも選ばれ、桜の名所としても知られていますが、紅葉もとても見事なようです。

期間中は菊花展や大手門公園、まちタネ広場などで様々な催しがあるようですので、興味のある方は是非足を運んでみてはいかがでしょうか。

